令和７年７月 28 日
大阪協栄信用組合

# 自 動 継 続 期 日 指 定 定 期 預 金 規 定

**1.（預入れの最低金額）**

自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは１口１円以上とします。通帳式の預入れのときは、必ず通帳を持参してください。

**2.（自動継続）**

(1) この預金は、証書（または通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

(4) 預金者が亡くなられた時は、届出日以降最初に迎える満期日の継続を停止いたします。

**3.（預金の支払時期等）**

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日〔証書(または通帳)記載の据置期間満了日〕から証書(または通帳)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてくださいこの預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときは、その残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

**4.（満期日前の解約および利息）**

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

① １年以上２年未満…証書または通帳記載の「２年未満」の利率

② ２年以上…証書または通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) 当組合がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前の解約に応じる場合以外は、この預金を満期日前に解約することはできません。

(6 ) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第３条第(4)項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

なお、預入期間に応じた利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。

① ６か月未満…解約日における普通預金の利率
② ６か月以上１年未満…２年以上利率×４０％
③ １年以上１年６か月未満… ２年以上利率×５０％
④ １年６か月以上２年未満… ２年以上利率×６０％
⑤ ２年以上２年６か月未満… ２年以上利率×７０％
⑥ ２年６か月以上３年未満 …２年以上利率×９０％

(7) この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

以　　上